

民事系第3問

設問1、課題1

1 Xの申出額と格段の相違のない範囲を超えて増額した立退料の支払との引換給付判決を裁判所が行うことは処分権主義(民事訴訟法246条)に反するか。

反する場合このような判決をすることができない。

2(1) 処分権主義とは、訴訟の開始及び終了並びに審判対象たる訴訟物の画定を当事者の権能とする建前をいう。処分権主義の趣旨は、原告の訴訟についての合理的意思を尊重すると共に、被告に対する不意打ちの防止に配慮する点に求められる。

(2) このような趣旨から、裁判所の判決が処分権主義に反するか否かは、当該判決が原告の合理的意思に反するものではないか、被告にとって不意打ちになるものではないかという観点から判断すべきである。

3(1)ア 本件訴訟の訴訟物は、本件契約の終了に基づく建物収去土地明渡請求権である。そして、Xは本件契約の更新を拒絶する「正当な理由」(借地借家法6条)を基礎づける事情としてXのYに対する1000万円の立退料の支払の用意を主張する。

イ このようなXの主張から、1000万円又はこれと格段の相違のない範囲内の立退料の支払と引き換えに、本件建物を収去し本件土地を明け渡すことを命じる引換給付判決をXが求めているといえる。そのため、裁判所が引換給付判決を行うことはXの合理的意思に反するといえない。

(3)ア これに対し、1000万円を著しく超える金額の立退料の支払いを本件建物収去本件土地明渡しに際してXに求めることは、Xの合理的意思に反するものとして許されないとも思える。

イ しかし、1000 万円又はこれと格段の相違のない範囲内の立退料では「正当な理由」の存在が認められず、引換給付判決ではなく請求全部棄却判決を裁判所が行うことは、本件土地の明渡しが一番大事であると考え、例え高額の手退料を支出してでも本件建物を取去して本件土地の明渡しを求めたい X の意思に反する。また、本件契約を巡る紛争の終局的解決が見込めないという点でも X の意思に反するといえる。

これに対して引換給付判決は、X に対して 1000 万円以上の立退料の支払を要求するものの、建物取去土地明渡しという本件訴訟の目的を達成することができる点で X の意思に合致するといえる。

よって、X の申出額と格段の相違のない範囲を超えて増額した立退料の支払との引換給付判決は、なお X の合理的意思に合致する。

(3) そして、X が提示した 1000 万円の金額以上の立退料の支払を X に命じる引換給付判決は、X から申出があった程度の立退料では本件レストランの収入喪失まで補償するには全く不十分であるという Y の防御主張にかなうものであり Y にとって不意打ちとはならない。

4 以上より、X の申出額と格段の相違のない範囲を超えて増額した立退料の支払との引換給付判決は処分権主義に反しない。裁判所は同判決をすることができる。

設問 1、課題 2

1 裁判所が X の申出額よりも少額の立退料の支払との引換給付判決をすることは処分権主義に反しないか。課題 1 と同様の観点から判断する。

2 (1) X は本件訴訟の第 1 回口頭弁論期日において、1000 万円の立退料を Y に支払う意思を有しつつ、立退料の額はより少ない額が適切であることを主張

している。Xは、「正当な理由」を基礎づける立退料の金額はより少額であるという意思を有しているのであるから、少額の立退料の支払との引換給付判決はXの合理的意思に反するものではない。

(2) しかしYは、Xが請求の趣旨(133条2項1号)で1000万円の支払と引き換えに本件建物を収去して本件土地を明け渡すことを求めており、Xが最低でもYに対し立退料として1000万円を支払うことを前提に立退料の増額について攻撃防御方法を提出している。

そうだとすると、裁判所が1000万円より低い金額の立退料の支払をXに命じることは、Yが予期していないものであり不意打ちとなる。

3 よって、裁判所がXの申出額よりも少額の立退料の支払との引換給付判決をすることは処分権主義に反し、許されない。

設問2

1 Zが「訴訟の目的である義務」(50条1項)をYから承継したと認められれば、同項に基づく承継をしたことが認められる。

2(1) 同項の「訴訟の目的である義務」の意味内容が問題となる。訴訟承継制度の趣旨は、従前の訴訟当事者との間で行ってきた当事者の訴訟活動が権利義務関係の変動によって無為に帰することを防止し、紛争の一回的解決を図ることに求められる。

このような趣旨からすれば、「訴訟の目的である義務」を訴訟物である義務と狭く解する必要は無い。

(2) そして、紛争の主体たる地位を承継した者は承継の限度で前主の法的地位に依存しこれに拘束されるのであるから、このような者に従前の訴訟当事者の訴訟行為を承継させることが上記の趣旨に合致する。

そうだとすれば、承継の対象たる「訴訟の目的である義務」は紛争の主体たる地位と解すべきである。地位の承継の有無は、承継人の法的地位が前主のしれに依存するか、訴訟資料について依存が認められるかによって判断する。

3(1) 本件訴訟において X は Y に対し本件建物収去及び本件土地の明渡しを求めているところ、Y は Z に本件建物を賃貸して Z が同建物を占有している。そのため、Z は X から本件土地の所有権に基づく本件建物の退去及び本件土地の明渡義務を負う地位に立つ。

そして、本件契約が終了したことが認められる場合、YZ 間の本件建物の賃貸借契約を X に対抗することができなくなり Z は上記の X に対する義務を履行しなければならない。したがって、Z の本件建物の賃借人たる地位は賃貸人 Y の地位に依存するといえる。これは、X の Y 及び Z に対する請求が債権的請求及び物権的請求とで異なるものであったとしても問題なくいえる。

(2) また Y が主張する、本件契約の更新拒絶の「正当な理由」の評価障害事実は Z の X に対する関係でも同様に評価障害事実となる。よって、Z は Y の訴訟資料にも依存するといえる。

(3) したがって、Z は Y の紛争の主体たる地位を承継したといえる。

4 以上より、Z は 50 条 1 項に基づく義務承継人の訴訟引受けをしたといえる。

設問 3、課題 1

1 以下の理由から、Y による本件新主張は 157 条 1 項により却下されるべきである。

2(1) 157 条 1 項の要件は、①攻撃又は防御方法が適切な時機(156 条)になされたものでないこと、②①が故意又は重過失によること及び③①により訴訟の

完結を遅延させることとなることである。

(2)ア 本件新主張は、B から A に対して更新料の前払の性質を含む権利金が支払われた旨の主張である。B から A に更新料が支払われていたとすれば、A の賃貸人たる地位を承継した X はそのような利益を享受していながら一方的に更新を拒絶しようとするのであり、不当といえる。

そのため、本件新主張は「正当な理由」の評価障害事実と認められる。

イ 本件訴訟において、X と Y は「正当な理由」を根拠づける、X の Y に対する立退料の支払額について第 1 回口頭弁論期日から攻撃防御方法を提出している。このような当事者の訴訟行為から、同訴訟の主たる争点は「正当な理由」の有無といえる。弁論準備手続では争点の整理(168 条)が実施されるところ、「正当な理由」を根拠づける事実の主張は、遅くとも弁論準備手続が終結するまでになされるべきであり終結後の主張は時機に遅れたものと評価される。

ウ 現在は本件訴訟の弁論準備手続が終結し、口頭弁論の終結が予定される最終期日前である。そのため、Y が本件新主張を行うことは時機に遅れたものといえる(要件①充足)。

(3) Y が本件新主張を行わなかったのは、B の A に対する 1500 万円の振込の事実が本件訴訟においてそれほど重要ではないと思っていたためである。そのため、故意に新主張を行わなかったとはいえない。

しかし、B の A に対する権利金の支払の事実を「正当な理由」の評価障害事実として主張することは、弁護士であれば容易に気づくことができるものであり、また訴訟での主張も可能であった。したがって、Y が弁護士に訴訟委任して本件新主張を行うことが容易にできたにもかかわらずこれを行わなかったことは著しく不注意といえ、重過失が認められる(要件②充足)。

(4)ア では、Y による本件新主張が本件訴訟の完結を遅延させるものであるか。

イ Y が本件新主張を行う場合、同主張を立証するために本件通帳を書証(219 条 1 項)として提出し、A の証人尋問(190 条)の申出を行うことが想定される。これに対して X は、権利金を受領していないことを立証するため A 名義の預金通帳を書証として提出することが想定される。このように証拠調べのための期日が指定されることで、口頭弁論の終結が遅延することになる。

また、X としてはなぜこの時点において本件新主張を行うかについて照会(163 条)しなければならず、このような手続の履践によって訴訟の完結が遅延する。

ウ よって、本件新主張は本件訴訟の完結を遅延させるものである(要件③充足)。

3 したがって、本件主張は要件①から③を充足し、157 条 1 項によって却下されるべきである。

設問 3、課題 2

1 ②の主張

(1) 訴訟引受けによって承継人は前主の訴訟当事者たる地位を承継する。本件訴訟においても、Z は Y の被告たる地位を承継する。

(2) そのため、Y にとって時期に遅れた主張は Z にとっても時期に遅れた主張となる。Z による本件新主張は 157 条 1 項によって却下されるべきである。

2 反論

(1) 以下の理由から、Z による本件新主張は 157 条 1 項によって却下されない。

(2) 訴訟引受けによって従前の訴訟当事者たる地位を承継したとしても、承継

の態様や時期によっては手続保障が十分に代替されていない場合がある。そのため、157 条 1 項該当性はあくまで個別に判断すべきである。

(3) 本件訴訟において、X による訴訟引受けの申立てが認められたのは最終期日前でありそれまでは Z は同訴訟に参加できず攻撃防御方法の提出もできなかった。そのため、参加後に初めて本件新主張を Z が主張したとしても、時機に遅れたものといえない(要件①不充足)。

よって、157 条 1 項は適用されず本件新主張をすることが許される。

以上